

静岡県公立大学法人及び公立大学法人静岡文化芸術大学のガバナンス

1 櫻井委員長からの確認事項（第2回評価委員会終了後）

- ・両大学の経営組織上のガバナンスの責任者
- ・ガバナンス責任者の勤務実態（常勤か非常勤及び勤務時間）
- ・社外理事（学外の非常勤理事）の理事会出席頻度、発言内容
- ・監査法人の監査の頻度、深度・経営委員会のような外部の意見を聞く組織がある場合、開催頻度及び議論の内容

2 両法人の状況 ※詳細は別紙のとおり

- ・地方独立行政法人法（第13条）に定められた監事が、法人の業務を監査している。
- ・地方独立行政法人法（第77条）に定められた審議機関（経営審議会、教育研究審議会）を通じて透明性の確保や意思決定を担保している。

	静岡県立大学	静岡文化芸術大学
ガバナンスの責任者	理事長、監事、役員会及び経営審議会等の審議機関	・理事長、役員会及び経営審議会等の審議機関 ・ガバナンスの監視者としての監事
監事	2名 非常勤（役員会等に出席し、年13～14回） ※毎回発言あり	2名 非常勤（役員会等に出席し、年12回） ※毎回発言あり
学外理事	1名 非常勤（役員会等に出席し、年13～14回） ※毎回発言あり	2名 非常勤（役員会等に出席し、年12回） ※毎回発言あり
会計監査人 （指示や意見を反映させる機会）	監査時のほか、会計監査人と監事、法人（内部監査）の3者による意見交換会を実施	監査時のほか、会計監査人と監事、法人（内部監査）の3者による意見交換会を実施
その他の外部の意見を聞く機会	・経営審議会（年4～5回開催） （7名中5名が学外委員） ・教育研究審議会（月1回開催） （26名中2名が学外委員）	・経営審議会（年3～4回開催） （11名中6名が学外委員） ・教育研究審議会（月1回開催） （17名中2名が学外委員）

3 設置者（県）としての対応案

- ・両法人の中期計画の指標において、公立大学ガバナンス・コードに示されている内容のうち、必須だと思われる内容を落とし込む。
- ・公立大学ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書の提出を求める。

○各法人の状況			別紙
項目		県大	文芸大
共通	法人におけるガバナンスの責任者	理事長、監事、役員会及び経営審議会等の審議機関	理事長、役員会及び経営審議会等の審議機関。ガバナンスの監視者としての監事
監事	人数	2名	2名
	勤務実態	・非常勤 ＜勤務頻度＞ ・役員会 年13～14回（月1～2回）各1～2時間程度 ・経営審議会 年4～5回各1～2時間程度 ・監事監査（決算監査、中間決算監査）年4回各半日 ・会計監査人の監査説明（監査結果、監査計画）年2回各1～2時間程度	・非常勤 ＜勤務頻度＞ ・役員会（月1回程度）各1～1.5時間程 ・経営審議会（年3～4回）各1時間程 ・会計監査人及び法人との意見交換（年1回） ・法人との意見交換（年1回） ・内部監査（年2回） ・会計監査人との意見交換（年1回）
	指示・意見を反映させる機会	役員会、経営審議会、監事監査及び会計監査人の監査説明	役員会、経営審議会、会計監査人及び法人との意見交換、法人との意見交換、会計監査人との意見交換、内部監査報告に対する意見表明 ※本学の監査については三様監査体制（監事監査、会計監査人監査、内部監査）
	役員会の出席率（令和5年度）	14回実施 監事2名ともに13回出席	13回実施 監事2名共に13回出席
	法人における担当	監査室	監査室、総務室法人係
	役員会における発言	毎回発言あり（経営財務室確認）	毎回発言あり（総務室確認）
学外理事	人数	1名	2名
	勤務実態	・非常勤 ＜勤務頻度＞ 役員会（月1～2回程度） 経営審議会（年4～5回）	・非常勤（教育未来担当、研究未来担当） ＜勤務頻度＞ 役員会（月1回程度） 経営審議会（年3～4回）
	指示・意見を反映させる機会	役員会（月1～2回） 経営審議会（年4～5回）	役員会（月1回） 経営審議会（年3～4回） その他、理事長と随時非公式に意見交換
	役員会の出席率（令和5年度）	14回実施 11回出席 （3回の欠席のうち、1回は天候不良により交通機関の運転見合わせによるもの。）	理事① 13回実施 11回出席 理事② 13回実施 9回出席
	法人における担当	経営人事室	総務室
	役員会における発言	毎回発言あり（経営財務室確認）	毎回発言あり（総務室確認） ※特に教育、学生の権利保護、人事案件について発言
会計監査人	指示や意見を反映させる機会	監査時のほか、会計監査人と監事、法人（内部監査）の3者による意見交換会を実施	監査時のほか、会計監査人と監事、法人（内部監査）の3者による意見交換会を実施
その他	役員会のような外部の意見を聞く機会がある場合、その開催頻度や議論の内容	【役員会（月1～2回開催）】 （7名中1名が学外理事、2名が監事） ・中期目標について知事に対し述べる意見及び年度計画に関する事項 ・法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項 ・予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ・県立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 ・職員の人事の方針に関する事項 ・その他役員会が定める重要事項 【経営審議会（年4～5回開催）】 （7名中5名が学外委員） ・中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの ・中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの ・学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項 ・予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ・組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 ・職員の人事に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの ・その他法人の経営に関する重要事項 【教育研究審議会（月1回開催）】 （26名中2名が学外委員） ・中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項（法人の経営に関するものを除く。） ・中期計画及び年度計画に関する事項（法人の経営に関するものを除く。） ・学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項 ・教員の人事に関する事項のうち、人事の基準に関するもの（定数その他の法人の経営に関するものを除く。） ・教育課程の編成に関する方針に係る事項 ・学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 ・学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 ・教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 ・その他県立大学の教育研究に関する重要事項	【役員会（月1回開催）】 （6名中2名が学外理事、2名が監事） ・法人及び法人が設置する静岡文化芸術大学（以下「大学」という。）の管理及び運営に関する基本方針 ・年度別事業計画 ・教員人事の決定 ・借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項・学生納付金の金額の設定及び改定 ・予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ・教員研究費の配分の基本方針 ・他大学及び研究機関との交流又は提携に関する基本方針 ・学則等の重要な諸規定の制定及び改廃 ・寄附金品の募集に関する事項 ・その他重要と認めるもの ※なお、旧来の教育研究担当理事の分掌は、学長と副学長が協働で担当する方式（R4.6以降）。それゆえ、副学長は毎回陪席。 【経営審議会（年3～4回開催）】 （11名中6名が学外委員） ・中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの ・中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの ・学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項 ・予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ・組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 ・職員の人事に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの ・その他法人の経営に関する重要事項 【教育研究審議会（月1回開催）】 （17名中2名が学外委員） ※浜松市長や浜松商工会議所会頭など ・中期目標について知事に対し述べる意見に関する事項（法人の経営に関するものを除く。） ・中期計画及び年度計画に関する事項（法人の経営に関するものを除く。） ・学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項 ・教員の人事に関する事項のうち、人事の基準に関するもの（定数その他の法人の経営に関するものをく。） ・教育課程の編成に関する方針に係る事項 ・学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 ・学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 ・教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 ・その他文化芸術大学の教育研究に関する重要事項